

対象国	分類	各国措置
インド	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>モディ首相は、3月25日から21日間、国全体の封鎖 (lockdown) を発表。首相の発表に続き、内務省による規定が発表。中央政府、州、連邦は3月25日以降閉鎖。</p> <p>3月22日5:30から一週間、国際民間旅客機を使用した全ての者のインドへの上陸を禁止。したがって、同日同時間からインドからイタリア含む欧州への民間機の運航が不可となる。イタリアや欧州へのフライトは制限されており、インド内のホテル確保も困難であるが、まだ乗継便は可能であるので、(在インドの伊人は) 早急に旅行代理店や航空会社に連絡して極めて迅速にイタリアへの帰国手配を勧める。</p> <p>また、3月13日12:00より、発行済の査証の効力を4月15日まで停止 (外交官、国連職員等一部例外あり)。4月15日までOCI (Overseas Citizen of India) パスポート所持者への査証免除入国の停止。</p> <p>2月15日以降にイタリア、中国、イラン、韓国、フランス、スペイン、ドイツから到着あるいは滞在した全ての乗客に対し、14日間の検疫を義務付ける。</p> <p>また、EU加盟国、EFTA、トルコ及び英国からの入国を禁止した。2020年3月18日の現地時間12時から3月31日まで有効。</p>
英国	3. イタリアからの旅客に対して、症状の有無にかかわらず検疫・隔離等を要請等する国	<p>感染拡大を抑えるため、英国に入国し、軽度であっても症状がある者には、自己隔離をして、少なくとも7日間、家にいることを推奨。健康状態が改善しないときは、当局111へ電話。英国は、現在、イタリアから来る者に対する入国制限を規定していない。イタリアからのフライトは減便されているが、アリアリアが運航するロンドン～ローマ・フィウミチーノ空港間のフライトは維持。</p> <p>(当館注) 自宅待機ガイドライン  <a href="https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-stay-at-home-guidance/stay-at-home-guidance-for-households-with-possible-coronavirus-covid-19-infection">https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-stay-at-home-guidance/stay-at-home-guidance-for-households-with-possible-coronavirus-covid-19-infection</a></p>
エジプト	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>3月25日から、15日間、午後7時から午前6時までの外出禁止令を制定。公共交通機関も同時間帯は停止されている。</p> <p>3月19日から3月31日まで、エジプトを発着する航空接続便の停止が決定されているが、延長の可能性もある。</p> <p>当局は陽性反応を示す旅客に強制隔離を課すことがある。</p> <p>いくつかの国では、エジプトからの旅客の入国を制限しているため、目的地の国の状況を確認することを勧める。</p> <p><a href="https://ambilcairo.esteri.it">https://ambilcairo.esteri.it</a>も参照。</p>

オーストリア	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>政府は、3月19日以降、一連の制限措置を開始。詳細は、在ウィーンイタリア大使館のWebサイト（<a href="https://ambvienna.esteri.it/ambasciata_vienna/it/ambasciata/news/dall-ambasciata/focus-coronavirus.html">https://ambvienna.esteri.it/ambasciata_vienna/it/ambasciata/news/dall-ambasciata/focus-coronavirus.html</a>）を参照。</p> <p>国境管理規制は4月3日まで実施。伊からの陸路の国境道路56のうち、47を閉鎖。閉鎖された国境口については、上記Webサイトを参照。</p> <p>（当館注：上記Webサイト概要）</p> <p>伊からの空路接続便は停止中。陸路でのみイタリアからオーストリアへ入ることができる。伊から来た者は、陸路入国には、COVID19検査陰性を示す、過去3日以内に発行された医師による証明書が必要。オーストリアに居住地又は居所を持つイタリアから来る者は、オーストリア国民として扱われるため、14日間の隔離に同意することを条件にイタリアから戻ることができる。国境を越えて通勤する者は制限されていない。貨物輸送は鉄道・道路共に制限されていないが、関連ドライバーは体調検査（特に体温測定）の対象となる場合がある。国境をまたぐ鉄道は中断。イタリアから来た者は、公共交通機関（電車、タクシー、バス）を使用して、国境又は国境付近へ到着可能。条件が満たされれば、徒歩で国境を越えて、オーストリア内の公共交通機関（電車、タクシー、バス）を利用可能。陸路でオーストリアで停止せずに通過する可能性については、国境管理規制を考慮して、保証されない。オーストリア内で停止しない電車についても接続は保証されない。</p>
オマーン	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>3月18日付、全ての外国人の陸海空路からの入国を禁止。3月2日以降入国したのものに対し検疫を強く推奨。</p> <p>3月29日日曜日の正午から、追って通知があるまで、全ての国内線及び国際線が停止される。</p> <p>ムスカット空港での乗り換えは可能。クルーズ船の入港を禁止。イタリア・オマーン間は定期便、チャーター便共に運行停止。当局はあらゆるレベルでの施設の閉鎖を命令。3月23日以降、官公庁・企業の職員の削減、新聞印刷・配達停止、銀行を除く両替所の閉鎖を命じている。</p>
カタール	2. イタリアからの旅客に対して、入国禁止又は同様の措置をとる国	<p>当局は、国籍と出身国に関係なく、また居住許可を所持している者を含め、全ての外国人の入国を許可していない。出発については許可されている。また乗り継ぎ客に対する制限はない。これらの対策は短期間に通知無く変わる可能性がある。航空会社にステータスを確認する必要がある。</p>
シンガポール	2. イタリアからの旅客に対して、入国禁止又は同様の措置をとる国	<p>3月23日午後11時59分から、全ての短期旅客は、出身国にかかわらず、シンガポールへの入国又は通過ができなくなる。例外は健康や交通等の戦略分野での雇用者のみであり、担当省（Ministry of Manpower）から事前承認を得ておく必要がある。</p>

<p>スイス</p>	<p>1. イタリアとのフライトを一時停止している国</p>	<p>当局は、国境封鎖は行わないが、シェンゲン協定以前の規制が再導入されたことを公表。入国禁止はリスク国としてのイタリアから来る者に適用。ただし、帰国するスイス人、居住許可を有する外国人、越境労働者へは適用されず、国境通過可能。</p> <p>イタリア・スイス間の航空便及び鉄道に制限あり。</p> <p>航空に関しては、アリタリアはミラノ発着便を全て停止、ローマ・ジュネーブ間及びローマ・チューリッヒ間を1日1便運航、Easyjetは4月上旬までフライト停止、スイス航空は3月末までミラノ、フィレンツェ、ローマ、ヴェネツィアへの直行便を減便。</p> <p>鉄道に関しては、SBBは3月12日から4月5日までミラノ方面を減便、ヴェネチア方面を停止。チューリッヒ～ミラノ間で運行していた9往復のうち、運行するのは3往復のみでキアッソまでとなる。ジュネーブ/バーゼル～ミラノ間の列車7往復のうち2往復が減便され、残りについてもそれぞれジュネーブ～ブリークまで、バーゼル～ブリークまでとなる。</p>
<p>スロベニア</p>	<p>1. イタリアとのフライトを一時停止している国</p>	<p>イタリアとの陸路に4か所の検問所を設置。</p> <p>二国間の道路交通は封鎖。</p> <p>二国間の鉄道交通は閉鎖。</p> <p>リュブリャナ空港における全ての状乗客に対する検査の強化。スロベニア市民以外（住民登録、滞在許可不所持）は、医療機関による、過去3日以内に発行された、COVID19陰性証明書（英語、伊語又はスロベニア語）を提示する必要あり。旅客が同証明書を提示できない場合、体温が摂氏37度5分未満で感染症の症状を示さない場合、入国できる。</p> <p>イタリアからのスロベニア向けの荷物、医療物質及び第三国向けの貨物を除く、貨物車両の進入も禁止。</p> <p>3月15日の政令により、鉄道・バスを含む公共交通機関を停止、3月17日からリュブリャナ国際空港を閉鎖。</p>
<p>タイ</p>	<p>1. イタリアとのフライトを一時停止している国</p>	<p>イタリア人に対する査免措置を一時休止</p> <p>保健当局はイタリア、中国、香港、マカオ、イラン、韓国からの旅客に対して、症状がなくても、14日間の自己隔離を決定。自己隔離に違反した場合は、620ユーロに相当する2万タイバーツの罰金。</p> <p>3月21日23:59から、タイでの全ての旅客（トランジット客、国内線旅客含め）に対して発行72時間以内の医師の証明書及び最大保証が少なくとも10万米ドル以上の医療保険を求める。</p> <p>3月21日から全ての陸上国境は封鎖されている。</p> <p>タイ航空は、3月11日から3月末日までミラノ便を、3月15日から29日までフィウミチーノ便（TG944及びTG945）を停止。症状が現れた場合には保健当局に連絡しなければならない。</p>

ドイツ	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>ドイツ政府は国境管理を開始、ドイツ国民・ドイツ居住者・通勤・貨物運送・緊急の理由（家族の死別・健康）は許可。出国は許可。通過は、空港、鉄道及び国境において、出身国又は居住国に戻るEU市民は許可されるが、通過後に旅行が続くことを証明できる場合のみ。これらの条件を満たさないイタリア国民（例：旅行を継続するためのチケットを持たない）は国境で拒否される。ドイツの空港に到着し、陸路でイタリアへ向かう（イタリアへのフライトがキャンセルされた等の理由で）場合、国境をまたぐ電車やバスのチケットを保有しておく必要がある。SÜDTIROL BUS(<a href="https://www.altoadigebus.com/">https://www.altoadigebus.com/</a>) がミュンヘンからボルツァーノまでの1日6回のシャトルサービスを開始。</p> <p>アリタリアは、現在フランクフルト～ローマ・フィウミチーノ間、ミュンヘン～フィウミチーノ間で4月5日まで運航。ミュンヘンからのルフトハンザのフライトは3月23日（月）から停止される。</p> <p>独国内に滞在しており、過去14日間に新型コロナウイルスの感染が判明した者と接触した全ての人に、症状の有無に関係なく保健当局に電話で連絡をとるよう奨励。イタリアを含むリスクのある地域から来た者に対しては、予防措置として、自宅待機、他人との不必要な接触回避が要請される。</p> <p>（当館注：在ドイツ日本国大使館ウェブサイト <a href="https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html">https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html</a> を参照）</p> <p>（当館注：イタリア等からの旅客は所在追跡票（Aussteigerkarte）を通じ旅客の情報及び移動経路情報の提供が求められる）</p>
トルコ	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>イラン、イタリア、韓国で確認された感染数を踏まえ、当局は新たな指示があるまで、これらの国々とのフライトの一時停止を指示。特に、2/29の24時から、トルコ当局は、イタリアからの全ての航空会社に対して、旅客輸送を目的とした新たなフライトの認可を一時停止した。トルコへの外国フライトを運航するトルコ又は外国の航空会社は、直前14日間以内に中国、イラン、イラク、イタリア及び韓国を旅行した者を搭乗者として受け入れない可能性がある。また直前14日間以内に中国、イラン、イラク、イタリア、韓国に旅行した者は国境で拒否される恐れがある。さらに当局は対策を強化し、イスタンブールでは体温測定用のサーモスキャナーが導入された。</p>
ノルウェー	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>ノルウェー国民、在住者、職業従事者を除き、全ての国外からの入国を禁止。3月16日午前8時から、シェンゲン域との国境の出入国管理を再開。右規定発行人前にノルウェーに入国した者は、帰国、又は症状の有無にかかわらず14日間の強制自己検疫が求められる。また、新型コロナウイルスの症状がある者は隔離され、これは症状がなくなってから後も最低7日間続く。これらの規定は2月27日以降に到着した者を対象とし、4月末まで有効。SAS航空は、ミラノ、ヴェネツィア、ポローニヤ、トリノ行きのフライトを3月16日まで一時停止。ノルウェー航空はミラノへの直行便を3月15日まで一時停止。今後更に変更の予定あり。</p>
フィンランド	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	<p>3月9日から4月7日まで、フィンエアは、ヘルシンキ＝ミラノ間の往復フライトを一時停止。また、3月12日から4月7日まで、ヘルシンキ＝ローマ間の往復フライトを一時停止。さらに、3月29日から4月30日まで、2400便（ポローニヤ、ヴェネツィア、シュトゥットガルト、スプリット等との直行便を含む）をキャンセルし、国内・欧州線的大幅な減便を発表した。</p> <p>当局は、3月18日から4月13日までの学校閉鎖を命じるとともに18点の緊急措置（出入国時の制限、同国人及び居住外国人に対する14日間の隔離、10人以上での州集会の禁止、博物館・劇場・会議場の閉鎖）が本日から施行することとなった。</p>

フランス	3. イタリアからの旅客に対して、症状の有無にかかわらず検疫・隔離等を要請等する国	3月17日12時から4月15日まで外出禁止措置。シェンゲン域外への国境は帰国者を除いて閉鎖。伊との国境は通常通り。現時点ではイタリアからフランスに到着する旅客に対して特段の規定はない。発熱、咳、呼吸障害の場合は、保健センターへ連絡。感染者との同居者は14日間の自宅検疫を遵守。ローマ・フィウミチーノ空港行きのアリタリア航空の数便がフランスから運航。イタリア行きフライト・鉄道は <a href="https://www.gouvernement.fr/info-coronavirus">https://www.gouvernement.fr/info-coronavirus</a> や <a href="http://www.ambparigi.esteri.it">www.ambparigi.esteri.it</a> を参照。
ベルギー	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	3月20日から、国境管理を再導入。(伊への帰国者は)ザベンテム空港に到着するために移動中の場合は、伊行き航空券を既に取得していることが推奨される。 アリタリア航空は、ミラノ・マルペンサ空港の発着便を停止中。ライオンエアは、3月13日深夜から4月8日の深夜まで、全てのイタリア発着便を一時停止。ブリュッセル航空は、3月12日から4月3日までのイタリア発着便の一時停止を発表。
マルタ	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	当局は、イタリアとの全ての航空及び海上交通を一時停止。過去14日間にイタリアに滞在した者への14日間の検疫を義務付ける。
ロシア	1. イタリアとのフライトを一時停止している国	(当館注：イタリア国民及びイタリアからのあらゆる国籍の外国人は、乗り継ぎであっても入国を禁止。ビザ発給も停止中。) 外交・公用等一部を除きイタリア人に対するビザの発行を停止。 アエロフロートは、ドバイ等とのフライトを停止。現在継続中の欧州便は、ブリュッセル、ロンドン、ベルリン、ダブリン、マドリッド、ローマ、アムステルダム、ジュネーブ、パリ間。S7社は欧州への定期便を停止。3月16日から、サンクトペテルブルク・EU間の全ての航空便をキャンセル。電車や車でモスクワに行くことと検疫を受ける可能性がある。駅や地下鉄でチェックを受ける場合がある。 (当館注：現在掲載されていないが、参考となる記述) 3月5日の時点で、イタリア、中国、韓国、イラン、ドイツ、フランス、スペインからモスクワに戻る者(同国民と居住者)に対して、当局は14日間の隔離を要請。3月16日、この対象を、米国、英国、全てのEU諸国及びその他の欧州諸国に拡大。この措置が他の旅客に適用されるのは排除できない。当局は、自己隔離に従わない者に対して、禁固刑が想定されることを強調。イタリア、中国、韓国、イラン、フランス、スペイン及びドイツからのロシアの空港に到着する直行便の全ての旅客は体温測定の対象となる。軽度のインフルエンザや風邪/咳を示すもの、又は少しでも発熱を伴う旅客は、空港において監視下に置かれ、外部との連絡は困難となる。空港で特定された旅客は、その後殆どの場合、感染症に特化した保健施設へ移送され、14日間の検疫下に置かれる可能性あり。